

最終処分積立金運用委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、最終処分資金管理業務規程第20条の規定に基づき、最終処分積立金運用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催)

第2条 委員会は、原則として、毎年2回（1月・6月）開催する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、金融情勢の変動時等必要に応じて、臨時に委員会を招集できる。

(招集)

第3条 委員会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示し、開催の日の7日前までに通知しなければならない。なお、開催通知は、理事長または委員長の委任を受けた運用委員会事務局が、書面の他、電話、電子メール等の電子媒体の方法により行うことができるものとする。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員現在数の過半数の出席をもって成立する。

第5条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、委任状により審議を委員長に一任することができるものとする。この場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、書面、Web会議その他の方法により、委員会を開催することができるものとする。この場合において、第4条の規定の適用については出席したものとみなす。

第7条 委員会としての意見集約が必要な場合においては、委員長がこれを行うものとする。

(委員の解嘱)

第8条 理事長は最終処分資金管理業務規程 第15条第3項により委嘱した委員について、次の場合、解嘱することができる。

- 一 委員が死亡または、委員としての業務を遂行できない状態にあると理事長が判断した場合
- 二 委員本人より書面による辞任の申し出がある場合

(議事録)

第9条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 委員の現在数
- 三 出席した委員の数及び氏名
- 四 審議事項
- 五 議事の概要

附 則

この規則は、平成13年1月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この規則は、2020年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、2023年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、2024年1月10日から施行する。